



2012年4月12日

各 位

会 社 名 イオンディライト株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 梅本 和典
(コード番号 9787 東証・大証第一部)
お 問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション本部長 高橋 晋
(TEL. 06-6260-5632)

第5回株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権発行について

当社は、2012年4月12日開催の取締役会において、会社法第361条に規定する取締役が受ける報酬として、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを目的とした第5回新株予約権を、会社法第236条乃至第240条の規定に基づき、下記のとおり発行する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

取締役に対する報酬制度については、当社の株価や業績との連動性をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さんと共有することで、株価の上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的としており、以下に記載のとおり、行使に際して払い込みをなすべき金額を、1株当たり0.5円（分割前の株式換算で1株あたり1円）とする新株予約権を公正価値で発行いたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当先およびその人数

当社取締役 18名

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式は、当社普通株式33,400株とする。また、新株予約権1個あたりの株式数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認められる株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

新株予約権の個数は、334個とする。

(4) 新株予約権の払込金額および出資される財産の価額またはその算定方法

① 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は、発行日における当社普通株式の一株あたりの終値に基づくブラック・ショールズ・モデル等の算出方法による公正価額とする。

② 新株予約権の発行価額の払込み

新株予約権の発行価額の払込みは、取締役会の指定した新株予約権の払込債務のみに充当

することができる旨の条件付で付与された報酬請求権との相殺のみによるものとする。

払い込み期日は特に定めず、新株予約権の発行を求める意思表示には当該相殺の意思表示が当然に含まれるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、1 株あたりの払込金額 0.5 円（2007 年 12 月 1 日株式分割により調整した払込金額であり、分割前の 1 株に対しては 1 円）に(2)に定める新株予約権 1 個当たりの株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割 (または併合) の比率})$$

(5) 新株予約権の権利行使期間

2012 年 6 月 10 日から 2027 年 6 月 10 日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者（新株予約権を引き受けた取締役をいう。以下同じ。）は、権利行使時においても、当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。但し当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から 5 年以内に限って権利行使ができる。
- ② 新株予約権については、その数の全数につき一括行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(7) 新株予約権の償却事由および償却の条件

- ① 新株予約権者が新株予約権を行使しないまま、(5)及び(6)の①に定める新株予約権行使期間が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ② 新株予約権者が次のいずれかに該当した場合には、当社は取締役会決議により新株予約権者の新株予約権を無償で取得し償却することができる。
 - (a) 法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
 - (b) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (c) 当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しましたは就任することを承諾した場合
 - (d) (10)の②が適用される場合
 - (e) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部を放棄する旨を申し出た場合
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権が行使された場合、当社は、その目的となる数の当社普通株式を新株予約権者に対して新たに発行し、または当社の保有する自己株式の中から必要数の株式を新株予約権者に移転する。

なお、新株発行によるか自己株式の移転によるかについては、当社の裁量判断による。

- ② 前項に基づき当社が新たに株式を発行する場合において当該発行価額中資本に組み入れる額は、1 株当たりの帳簿価額と行使価額との合計額（以下、「総価額」という。）の 2 分の 1 (1 円未満の端数は切り上げる。) とし、総価額から資本組入額を控除した額については資本剰余金に組み入れるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできないものとする。

(10) 新株予約権の相続

- ① 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人のうち 1 名に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。

なお、新株予約権者の相続人は、相続開始後 6 ヶ月以内に、当社所定の手続きを行うものとする。
- ② 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することができ

ない。

- ③ 相続に関する事項等における新株予約権者に関する本規程の各条項は、権利承継者についても適用されるものとする。

(11) 新株予約権証券の発行

新株予約権者は、新株予約権に係わる新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(12) 新株予約権の割当日

新株予約権の割当日及び発行日は 2012 年 5 月 10 日とする。

以 上